

改 正 後	改 正 前
目次 第一章・第二章（略） 第三章 対立抗争時の事務所の使用制限等（第二十条―第二十一条の十） 第四章 加入の強要の規制その他の規制等 第一節 加入の強要の規制等（第二十二条―第二十六条） 第二節 事務所等における禁止行為等（第二十七条―第二十八条） 第三節 損害賠償請求等の妨害の規制（第二十九条） 第四章の二 特定危険指定暴力団等の指定等（第三十条―第三十二条の九） 第五章（略） 第六章 仮の命令（第三十七条―第三十八条） 第七章 公安委員会相互の協力（第三十九条―第四十一条） 第八章 公安委員会の報告等（第四十二条―第四十四条） 第九章 雑則（第四十五条―第五十条） 附則 第一章 総則 （暴力的不法行為等） 第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおり	目次 第一章・第二章（略） 第三章 対立抗争時の事務所の使用制限（第二十条―第二十一条） 第四章 加入の強要の規制その他の規制等 第一節 加入の強要の規制等（第二十二条―第二十九条） 第二節 事務所等における禁止行為等（第三十条―第三十二条） 第三節 損害賠償請求等の妨害の規制（第三十二条の二―第三十二条の四） 第四節 暴力行為の賞揚等の規制（第三十二条の五） 第五章（略） 第六章 仮の命令（第三十七条―第三十九条） 第七章 公安委員会相互の協力（第四十条―第四十二条） 第八章 公安委員会の報告等（第四十三条―第四十五条） 第九章 雑則（第四十六条―第五十条） 附則 第一章 総則 （暴力的不法行為等） 第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおり

とする。

一〇三十一 (略)

三十二 割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)第四十九条第二号若しくは第三号又は第五十三条の二第二号に規定する罪

三十三〇四十八 (略)

四十九 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第八十条第一号、第二号(第九条第一項及び第十一条第三項に係る部分に限る。)又は第三号(第十四条に係る部分に限る。)に規定する罪

五十〇五十五 (略)

五十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第二十六条に規定する罪

五十七 (略)

五十八 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第一百七十二条(第三十七条に係る部分に限る。)、第五号若しくは第六号、第九号第八号、第一百二十二条第二号(第三十八条第一項及び第二項に係る部分に限る。)(又は第一百十四条第一号(第四十一条第一項に係る部分に限る。))若しくは第七号(第七十七条に係る部分に限る。))に規定する罪

(指定に係る公示事項)

第五条 法第七条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 指定(法第三条又は第四条の規定による指定をいう。以下この章において同じ。)(に係る暴力団の名称

二〇三 (略)

四 指定に係る番号(以下「指定番号」という。)(及び指定に係る暴力団が現に指定されている場合にあつては、当該指定番号

とする。

一〇三十一 (略)

三十二〇四十七 (略)

四十八〇五十三 (略)

五十四 (略)

(指定に係る公示事項)

第五条 法第七条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 指定(法第三条又は第四条の規定による指定をいう。以下同じ。)(に係る暴力団の名称

二〇三 (略)

四 指定番号及び指定に係る暴力団が現に指定されている場合にあつては、当該指定番号

五 (略)

第二章 暴力的要求行為の規制等

(行為者と密接な関係を有する者)

第十二条 法第九条第七号及び第十九号の国家公安委員会規則で定める者は、行為者の配偶者、直系血族及び同居の親族とする。

(暴力団の示威行事の用に供されるおそれが大きい施設)

第十三条 法第九条第十八号の国家公安委員会規則で定める施設は、ホテル又は旅館(専ら宿泊の用に供される部分を除く。)、斎場(火葬場が設けられている場合にあつては、火葬場を除く。)及びゴルフ場とする。

(譲渡し若しくは譲受け又はこれらに類する形態の罪)

第十三条の二 法第十二条の五第二項第二号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。

一(十五) (略)

十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十六条第一項から第三項までに規定する罪

五 (略)

第二章 暴力的要求行為の規制等

(行為者と密接な関係を有する者)

第十二条 法第九条第六号の二及び第十三号の国家公安委員会規則で定める者は、行為者の配偶者、直系血族及び同居の親族とする。

(暴力的要求行為等に対する措置命令等の方法)

第十三条 法第十一条第一項、第十二条第二項又は第十二条の六第一項の規定による命令は、別記様式第七号の中止命令書を送達して行うものとする。ただし、緊急を要し中止命令書を送達するいとまがない場合であつて、当該命令の内容が複雑なものでないときは、口頭で行うことができる。

2 法第十一条第二項、第十二条第一項、第十二条の二、第十二条の四第一項又は第十二条の六第二項の規定による命令(法第十一条第二項、第十二条の四第一項又は第十二条の六第二項の規定に係る仮の命令(法第三十五条第一項の規定による命令をいう。以下同じ。))を除く。)は、別記様式第八号の再発防止命令書を送達して行うものとする。

3 法第十二条の四第二項の規定による指示は、別記様式第八号の二の指示書を送達して行うものとする。

(譲渡し若しくは譲受け又はこれらに類する形態の罪)

第十三条の二 法第十二条の五第二項第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。

一(十五) (略)

（暴力的要求行為又は準暴力的要求行為の相手方に対する援助の措置等）

第十四条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、法第十三条の援助を受けた旨の申出を受けた場合において、当該申出を相当と認めるときは、当該申出の内容に応じて、次に掲げる援助の措置を採るものとする。

一（三）（略）

四 法第三十二条の三第一項の都道府県暴力追放運動推進センター（第二十四条第十号及び第二十六条において「都道府県センター」という。）が行っている法第三十二条の三第二項第八号の事業について教示すること。

五・六（略）

2 法第十三条の申出は、別記様式第七号の援助申出書を提出して行うものとする。

（事業者に対する援助の措置）

第十五条 公安委員会は、法第十四条第一項の援助を受けた旨の申出を受けた場合において、当該申出を相当と認めるときは、当該申出の内容に応じて、次に掲げる援助の措置を採るものとする。

一（七）（略）

八 不当要求情報管理機関登録規程（平成三年国家公安委員会告示第五号）の規定により登録を受けた不当要求情報管理機関（法第三十二条の三第二項第七号に規定する不当要求情報管理機関をいう。第十八条第三項において同じ。）を紹介すること。

（被害回復アドバイザー）
第十六条 （略）

（暴力的要求行為又は準暴力的要求行為の相手方に対する援助の措置等）

第十四条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、法第十三条の援助を受けた旨の申出を受けた場合において、当該申出を相当と認めるときは、当該申出の内容に応じて、次に掲げる援助の措置を採るものとする。

一（三）（略）

四 法第三十二条の二第一項の都道府県暴力追放運動推進センター（第二十七条第十号及び第二十九条において「都道府県センター」という。）が行っている法第三十二条の二第二項第八号の事業について教示すること。

五・六（略）

2 法第十三条の申出は、別記様式第九号の援助申出書を提出して行うものとする。

（事業者に対する援助の措置）

第十五条 公安委員会は、法第十四条第一項の援助を受けた旨の申出を受けた場合において、当該申出を相当と認めるときは、当該申出の内容に応じて、次に掲げる援助の措置を採るものとする。

一（七）（略）

八 不当要求情報管理機関登録規程（平成三年国家公安委員会告示第五号）の規定により登録を受けた不当要求情報管理機関（法第三十二条の二第二項第七号に規定する不当要求情報管理機関をいう。第十八条第三項において同じ。）を紹介すること。

（被害回復アドバイザー）
第十六条 （略）

2 (略)

3 被害回復アドバイザーは、その職務を行うに当たっては、その身分を示す別記様式第八号の身分証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(責任者の選任の届出)

第十七条 (略)

2 前項の規定による届出は、別記様式第九号の責任者選任届出書を公安委員会に提出して行うものとする。

(責任者講習の通知等)

第十九条 公安委員会は、責任者講習を行おうとするときは、責任者講習の実施予定期日の三十日前までに、第十七条第一項の規定により届出した事業者別に別記様式第十号の責任者講習通知書を送付して通知するものとする。

2 責任者講習を受けようとする者は、公安委員会に別記様式第十一号の責任者講習受講申込書を提出しなければならない。

3 公安委員会は、責任者講習を受講した者に対し、別記様式第十二号の受講修了書を交付するものとする。

第三章 対立抗争時の事務所の使用制限等

2 (略)

3 被害回復アドバイザーは、その職務を行うに当たっては、その身分を示す別記様式第十号の身分証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(責任者の選任の届出)

第十七条 (略)

2 前項の規定による届出は、別記様式第十一号の責任者選任届出書を公安委員会に提出して行うものとする。

(責任者講習の通知等)

第十九条 公安委員会は、責任者講習を行おうとするときは、責任者講習の実施予定期日の三十日前までに、第十七条第一項の規定により届出した事業者別に別記様式第十二号の責任者講習通知書を送付して通知するものとする。

2 責任者講習を受けようとする者は、公安委員会に別記様式第十三号の責任者講習受講申込書を提出しなければならない。

3 公安委員会は、責任者講習を受講した者に対し、別記様式第十四号の受講修了書を交付するものとする。

第三章 対立抗争時の事務所の使用制限

(事務所の使用制限の命令の方法)

第二十条 法第十五条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。

以下この項、次項、第三十七条及び第三十九条において同じ。)の規定による命令(法第十五条第一項の規定に係る仮の命令を除く。次項において同じ。)は、別記様式第十五号の事務所使用制限命令書を送達して行うものとする。

(事務所の使用制限の命令に係る標章)

第二十条 法第十五条第四項の国家公安委員会規則で定める標章は、別記様式第十三号のとおりとする。

(特定抗争指定暴力団等の指定の期限の延長に係る通知)

第二十一条 公安委員会は、法第十五条の二第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により同条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この章、第三十六条第一項第六号及び第三十九条において同じ。）の規定による指定（以下この章において単に「指定」という。）の期限を延長したときは、当該指定に係る指定暴力団等を代表する者に対し、その旨及び延長後の期限を通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、別記様式第十四号の指定期限延長通知書を送達して行うものとする。

(特定抗争指定暴力団等の指定に係る標章)

第二十一条の二 法第十五条の二第五項の国家公安委員会規則で定める標章は、別記様式第十五号のとおりとする。

(特定抗争指定暴力団等の指定に係る公示事項)

第二十一条の三 法第十五条の二第八項において準用する法第七条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 指定に係る指定暴力団等の名称
- 二 指定に係る指定暴力団等の主たる事務所の所在地
- 三 指定に係る指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所

2 法第十五条第一項後段の規定による同項の規定による命令の期限の延長は、別記様式第十六号の命令期限延長通知書を送達して行うものとする。

(標章)

第二十一条 法第十五条第三項の国家公安委員会規則で定める標章は、別記様式第十七号のとおりとする。

四 指定に係る指定暴力団等の指定番号

五 法第十五条の二第一項に規定する警戒区域（以下この章において単に「警戒区域」という。）

六 指定の期限

七 指定の根拠となる適用法条

（特定抗争指定暴力団等の指定に係る通知すべき事項）

第二十一条の四 法第十五条の二第八項において準用する法第七条第三項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 指定をした旨

二 指定に係る指定暴力団等の名称

三 指定に係る指定暴力団等の主たる事務所の所在地

四 指定に係る指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所

五 指定に係る指定暴力団等の指定番号

六 警戒区域

七 指定をした理由

八 指定をした年月日

九 指定の期限

（特定抗争指定暴力団等の指定に係る通知の方法）

第二十一条の五 法第十五条の二第八項において準用する法第七条第三項の規定による通知は、別記様式第十六号の指定通知書を送達して行うものとする。

（警戒区域の変更に係る公示事項）

第二十一条の六 法第十五条の二第九項において準用する法第七条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 警戒区域の変更に係る特定抗争指定暴力団等（法第十五条の二第一

項に規定する特定抗争指定暴力団等をいう。以下同じ。）の名称

二 警戒区域の変更に係る特定抗争指定暴力団等の主たる事務所の所在地

三 警戒区域の変更に係る特定抗争指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所

四 警戒区域の変更に係る特定抗争指定暴力団等の指定番号

五 警戒区域の変更に係る指定をした年月日

六 変更後の警戒区域

（警戒区域の変更に係る通知すべき事項）

第二十一条の七 法第十五条の二第九項において準用する法第七条第三項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 警戒区域を変更した旨

二 警戒区域の変更に係る特定抗争指定暴力団等の名称

三 警戒区域の変更に係る特定抗争指定暴力団等の主たる事務所の所在地

四 警戒区域の変更に係る特定抗争指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所

五 警戒区域の変更に係る特定抗争指定暴力団等の指定番号

六 警戒区域の変更に係る指定をした年月日

七 変更後の警戒区域

八 警戒区域を変更した理由

九 警戒区域を変更した年月日

（警戒区域の変更に係る通知の方法）

第二十一条の八 法第十五条の二第九項において準用する法第七条第三項の規定による通知は、別記様式第十七号の警戒区域変更通知書を送達して行うものとする。

（特定抗争指定暴力団等の指定の取消しに係る公示事項）

第二十一条の九 法第十五条の四第二項において準用する法第七条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 指定の取消しに係る特定抗争指定暴力団等の名称
- 二 指定の取消しに係る特定抗争指定暴力団等の主たる事務所の所在地
- 三 指定の取消しに係る特定抗争指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所
- 四 指定の取消しに係る特定抗争指定暴力団等の指定番号
- 五 指定をした年月日

（特定抗争指定暴力団等の指定の取消しに係る通知すべき事項）

第二十一条の十 法第十五条の四第二項において準用する法第七条第三項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 指定を取り消した旨
- 二 指定の取消しに係る特定抗争指定暴力団等の名称
- 三 指定の取消しに係る特定抗争指定暴力団等の主たる事務所の所在地
- 四 指定の取消しに係る特定抗争指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所
- 五 指定の取消しに係る特定抗争指定暴力団等の指定番号
- 六 指定を取り消した年月日

（特定抗争指定暴力団等の指定の取消しに係る通知の方法）

第二十一条の十一 法第十五条の四第二項において準用する法第七条第三項の規定による通知は、別記様式第十八号の指定取消通知書を送達して行うものとする。

第四章 加入の強要の規制その他の規制等

第四章 加入の強要の規制その他の規制等

第一節 加入の強要の規制等

(その者と密接な関係を有する者)

第二十二条 法第十六条第三項の国家公安委員会規則で定める者は、次のとおりとする。

一～五 (略)

六 その者が法第三十二条の三第一項第二号の暴力追放相談委員として現に暴力団への加入又は暴力団からの脱退に係る暴力団員による不当な行為に関する相談の申出を受け、助言をしている場合における当該不当な行為の相手方

第一節 加入の強要の規制等

(その者と密接な関係を有する者)

第二十二条 法第十六条第三項の国家公安委員会規則で定める者は、次のとおりとする。

一～五 (略)

六 その者が法第三十二条の二第一項第二号の暴力追放相談委員として現に暴力団への加入又は暴力団からの脱退に係る暴力団員による不当な行為に関する相談の申出を受け、助言をしている場合における当該不当な行為の相手方

(加入の強要等に対する措置命令の方法)

第二十四条 法第十八条第一項の規定による命令は、別記様式第七号の中止命令書を送達して行うものとする。ただし、緊急を要し中止命令書を送達するいとまがない場合であって、当該命令の内容が複雑なものでないときは、口頭で行うことができる。

2 法第十八条第二項又は第十九条の規定による命令（これらの規定に係る仮の命令を除く。）は、別記様式第八号の再発防止命令書を送達して行うものとする。

3 法第十八条第三項の規定による命令は、別記様式第十八号の少年脱退措置命令書を送達して行うものとする。

(指詰めの強要等に対する措置命令の方法)

第二十五条 法第二十二条第一項の規定による命令は、別記様式第七号の中止命令書を送達して行うものとする。ただし、緊急を要し中止命令書を送達するいとまがない場合であって、当該命令の内容が複雑なものでないときは、口頭で行うことができる。

2 法第二十二條第二項又は第二十三條の規定による命令（これらの規定に係る仮の命令を除く。）は、別記様式第八号の再発防止命令書を送達して行うものとする。

（少年に対する入れ墨の強要等に対する措置命令の方法）

第二十六條 法第二十六條第一項の規定による命令は、別記様式第七号の中止命令書を送達して行うものとする。ただし、緊急を要し中止命令書を送達するいとまがない場合であつて、当該命令の内容が複雑なものではないときは、口頭で行うことができる。

2 法第二十六條第二項又は第二十七條の規定による命令（これらの規定に係る仮の命令を除く。）は、別記様式第八号の再発防止命令書を送達して行うものとする。

（離脱の意志を有する者に対する援護の措置等）

第二十四條 法第二十八條第一項の規定により公安委員会が行う援護の措置は、次のとおりとする。

一（九）（略）

十 都道府県センターが行う法第三十二條の三第二項第五号の事業について離脱希望者その他関係者に対して教示し、並びに公共職業安定所、刑務所その他の矯正機関、保護観察所その他の更生保護機関及び保護司会その他の更生保護団体と必要な連絡をすること。

十一（略）

（社会復帰アドバイザー）

第二十五條（略）

（都道府県センターからの報告等）

第二十六條 都道府県センターは、離脱希望者から離脱に係る相談の申出

2 法第二十二條第二項又は第二十三條の規定による命令（これらの規定に係る仮の命令を除く。）は、別記様式第八号の再発防止命令書を送達して行うものとする。

（少年に対する入れ墨の強要等に対する措置命令の方法）

第二十六條 法第二十六條第一項の規定による命令は、別記様式第七号の中止命令書を送達して行うものとする。ただし、緊急を要し中止命令書を送達するいとまがない場合であつて、当該命令の内容が複雑なものではないときは、口頭で行うことができる。

2 法第二十六條第二項又は第二十七條の規定による命令（これらの規定に係る仮の命令を除く。）は、別記様式第八号の再発防止命令書を送達して行うものとする。

（離脱の意志を有する者に対する援護の措置等）

第二十七條 法第二十八條第一項の規定により公安委員会が行う援護の措置は、次のとおりとする。

一（九）（略）

十 都道府県センターが行う法第三十二條の二第二項第五号の事業について離脱希望者その他関係者に対して教示し、並びに公共職業安定所、刑務所その他の矯正機関、保護観察所その他の更生保護機関及び保護司会その他の更生保護団体と必要な連絡をすること。

十一（略）

（社会復帰アドバイザー）

第二十八條（略）

（都道府県センターからの報告等）

第二十九條 都道府県センターは、離脱希望者から離脱に係る相談の申出

を受けた場合において、当該離脱希望者について第二十四条各号の措置が公安委員会により執られる必要があると認めるときは、速やかに、当該申出を受けた旨を公安委員会に連絡するものとする。ただし、当該連絡をすることが当該離脱希望者の意思に反する場合は、この限りでない。

2 法第二十八条第三項の規定により公安委員会が都道府県センターから報告を求めることができる事項は、離脱希望者の氏名、その者の所属する暴力団の名称、その者の職歴及び技能その他の公安委員会が当該離脱希望者について第二十四条各号の措置を執るために必要な事項であつて、都道府県センターが法第二十八条第三項の報告をすることについて離脱希望者が同意したものとする。

第二節 事務所等における禁止行為等

(揭示等が禁止される表示又は物品)

第二十七条 (略)

(事務所の使用の強要が禁止される用務)

第二十八条 (略)

第三節 損害賠償請求等の妨害の規制

を受けた場合において、当該離脱希望者について第二十七条各号の措置が公安委員会により執られる必要があると認めるときは、速やかに、当該申出を受けた旨を公安委員会に連絡するものとする。ただし、当該連絡をすることが当該離脱希望者の意思に反する場合は、この限りでない。

2 法第二十八条第三項の規定により公安委員会が都道府県センターから報告を求めることができる事項は、離脱希望者の氏名、その者の所属する暴力団の名称、その者の職歴及び技能その他の公安委員会が当該離脱希望者について第二十七条各号の措置を執るために必要な事項であつて、都道府県センターが法第二十八条第三項の報告をすることについて離脱希望者が同意したものとする。

第二節 事務所等における禁止行為等

(揭示等が禁止される表示又は物品)

第三十条 (略)

(事務所の使用の強要が禁止される用務)

第三十一条 (略)

(事務所等における禁止行為に対する措置命令の方法)

第三十二条 法第三十条の規定による命令は、別記様式第七号の中止命令書を送達して行うものとする。ただし、緊急を要し中止命令書を送達するいとまがない場合であつて、当該命令の内容が複雑なものでないときは、口頭で行うことができる。

第三節 損害賠償請求等の妨害の規制

(請求者と社会生活において密接な関係を有する者)

第二十九条 (略)

(請求者と社会生活において密接な関係を有する者)

第三十二条の二 (略)

(損害賠償請求等の妨害に対する措置命令の方法)

第三十二条の三 法第三十条の三の規定による命令は、別記様式第七号の中止命令書を送達して行うものとする。ただし、緊急を要し中止命令書を送達するいとまがない場合であって、当該命令の内容が複雑なものではないときは、口頭で行うことができる。

(損害賠償請求等の妨害を防止するための措置命令の方法)

第三十二条の四 法第三十条の四の規定による命令(同条の規定に係る仮の命令を除く。)は、別記様式第十九号の二の請求妨害防止命令書を送達して行うものとする。

第四節 暴力行為の賞揚等の規制

第三十二条の五 法第三十条の五第一項の規定による命令(同項の規定に係る仮の命令を除く。)は、別記様式第十九号の三の賞揚等禁止命令書を送達して行うものとする。

第四章の二 特定危険指定暴力団等の指定等

(特定危険指定暴力団等の指定の期限の延長に係る通知)

第三十条 公安委員会は、法第三十条の八第二項の規定により同条第一項の規定による指定(以下この章において単に「指定」という。)の期限を延長したときは、当該指定に係る指定暴力団等を代表する者に対し、その旨及び延長後の期限を通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、別記様式第十四号の指定期限延長通知書を

送達して行うものとする。

（特定危険指定暴力団等の指定に係る公示事項）

第三十一条 法第三十条の八第四項において準用する法第七条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 指定に係る指定暴力団等の名称
- 二 指定に係る指定暴力団等の主たる事務所の所在地
- 三 指定に係る指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所
- 四 指定に係る指定暴力団等の指定番号
- 五 法第三十条の八第一項に規定する警戒区域（以下この章において単に「警戒区域」という。）
- 六 指定の期限

（特定危険指定暴力団等の指定に係る通知すべき事項）

第三十二条 法第三十条の八第四項において準用する法第七条第三項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 指定をした旨
- 二 指定に係る指定暴力団等の名称
- 三 指定に係る指定暴力団等の主たる事務所の所在地
- 四 指定に係る指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所
- 五 指定に係る指定暴力団等の指定番号
- 六 警戒区域
- 七 指定をした理由
- 八 指定をした年月日
- 九 指定の期限

（特定危険指定暴力団等の指定に係る通知の方法）

第三十二条の二 法第三十条の八第四項において準用する法第七条第三項

の規定による通知は、別記様式第十六号の指定通知書を送達して行うものとする。

（警戒区域の変更に係る公示事項）

第三十二条の三 法第三十条の八第五項において準用する法第七条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等（法第三十条の八第一項に規定する特定危険指定暴力団等をいう。以下同じ。）の名称
- 二 警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等の主たる事務所の所在地
- 三 警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所
- 四 警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等の指定番号
- 五 警戒区域の変更に係る指定をした年月日
- 六 変更後の警戒区域

（警戒区域の変更に係る通知すべき事項）

第三十二条の四 法第三十条の八第五項において準用する法第七条第三項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 警戒区域を変更した旨
- 二 警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等の名称
- 三 警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等の主たる事務所の所在地
- 四 警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所
- 五 警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等の指定番号
- 六 警戒区域の変更に係る指定をした年月日
- 七 変更後の警戒区域

八 警戒区域を変更した理由

九 警戒区域を変更した年月日

（警戒区域の変更に係る通知の方法）

第三十二条の五 法第三十条の八第五項において準用する法第七条第三項の規定による通知は、別記様式第十七号の警戒区域変更通知書を送達して行うものとする。

（事務所の使用制限の命令に係る標章）

第三十二条の六 法第三十条の十一第三項の国家公安委員会規則で定める標章は、別記様式第十三号のとおりとする。

（特定危険指定暴力団等の指定の取消しに係る公示事項）

第三十二条の七 法第三十条の十二第二項において準用する法第七条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 指定の取消しに係る特定危険指定暴力団等の名称

二 指定の取消しに係る特定危険指定暴力団等の主たる事務所の所在地

三 指定の取消しに係る特定危険指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所

四 指定の取消しに係る特定危険指定暴力団等の指定番号

五 指定をした年月日

（特定危険指定暴力団等の指定の取消しに係る通知すべき事項）

第三十二条の八 法第三十条の十二第二項において準用する法第七条第三項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 指定を取り消した旨

二 指定の取消しに係る特定危険指定暴力団等の名称

三 指定の取消しに係る特定危険指定暴力団等の主たる事務所の所在地

四 指定の取消しに係る特定危険指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所

五 指定の取消しに係る特定危険指定暴力団等の指定番号

六 指定を取り消した年月日

(特定危険指定暴力団等の指定の取消しに係る通知の方法)

第三十二条の九 法第三十条の十二第二項において準用する法第七条第三項の規定による通知は、別記様式第十八号の指定取消通知書を送達して行うものとする。

第五章 報告及び立入り

(立入検査)

第三十六条 法第三十三条第一項の規定による立入検査は、次の各号のいづれかに掲げる場合であつて、同項の規定による報告又は資料の提出によつてはその目的を達することができないときに、行うものとする。

一 事務所を使用していると認められる者について、法第三条又は第四条の規定による指定をするためその者が当該指定に係る暴力団の構成員であることその他必要な事項を確認することが必要であるとき。

二 四 (略)

五 事務所が法第十五条第一項に規定する対立抗争に関し同項各号に掲げる用に供されていること若しくは供されるおそれがあること又は同条第三項に規定する暴力行為に関し同項において読み替えて準用する同条第一項各号に掲げる用に供されていること若しくは供されるおそれがあることを確認することが必要であるとき。

六 法第十五条の二第一項に規定する暴力行為が行われるおそれがあることを確認することが必要であるとき。

七 (略)

第五章 報告及び立入り

(立入検査)

第三十六条 法第三十三条第一項の規定による立入検査は、次の各号のいづれかに掲げる場合であつて、同項の規定による報告又は資料の提出によつてはその目的を達することができないときに、行うものとする。

一 三 (略)

四 事務所が法第十五条第一項に規定する対立抗争に関し同項各号に掲げる用に供されていること若しくは供されるおそれがあること又は同条第二項に規定する暴力行為に関し同項において読み替えて準用する同条第一項各号に掲げる用に供されていること若しくは供されるおそれがあることを確認することが必要であるとき。

五 (略)

八 法第三十条の八第一項に規定する暴力行為が行われるおそれがあることを確認することが必要であるとき。

九 事務所が法第三十条の十一第一項に規定する暴力行為に関し同項各号に掲げる用に使われていること又は供されるおそれがあることを確認することが必要であるとき。

十・十一

2 (略)

第六章 仮の命令

(仮の命令をした公安委員会の通知の方法)

第三十七条 法第三十五条第四項の規定による通知は、当該仮の命令（法第三十五条第一項の規定による命令をいう。以下同じ。）をした理由に係る書類その他の物件を添付した別記様式第二十四号の移送通知書を送

六・七 (略)

2 (略)

第六章 仮の命令

(仮の命令の方法)

第三十七条 仮の命令は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面を送達して行うものとする。

一 法第十一条第二項、第十二条の四第一項、第十二条の六第二項、第十八条第二項、第十九条、第二十二條第二項、第二十三条、第二十六条第二項又は第二十七条の規定に係る仮の命令 別記様式第二十四号の再発防止仮命令書

二 法第十五条第一項の規定に係る仮の命令 別記様式第二十五号の事務所用制限仮命令書

三 法第三十条の四の規定に係る仮の命令 別記様式第二十五号の請求妨害防止仮命令書

四 法第三十条の五第一項の規定に係る仮の命令 別記様式第二十五号の三の賞揚等禁止仮命令書

(仮の命令をした公安委員会の通知の方法)

第三十八条 法第三十五条第四項の規定による通知は、当該仮の命令をした理由に係る書類その他の物件を添付した別記様式第二十六号の移送通知書を送付して行うものとする。

付して行うものとする。

（仮の命令に係る標章の取除き）

第三十八条 公安委員会は、法第三十五条第八項の規定により次の各号に掲げる仮の命令の効力を失わせたときは、当該各号に定める標章を取り除かなければならない。

一 法第十五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。第四十五条において同じ。）の規定に係る仮の命令 法第十五条第四項の規定により貼り付けられた標章

二 法第三十条の十一第一項の規定に係る仮の命令 同条第三項の規定により貼り付けられた標章

第七章 公安委員会相互の協力

（指定等についての協力）

第三十九条 公安委員会は、法第三条、第四条、第十五条の二第一項若しくは第三十条の八第一項の規定による指定（以下この条において単に「指定」という。）又は指定の取消しをするため必要があるときは、指定又は指定の取消しに係る暴力団の活動の状況、当該暴力団の事務所の所在地その他当該暴力団の実態を把握していると認められる他の公安委員会に対して、必要な事項を照会することができる。この場合において、照会を受けた公安委員会は、照会を受けた事項について速やかに回答しなければならない。

（命令等についての協力）

第四十条 （略）

2 （略）

（仮の命令に係る標章の取除き）

第三十九条 公安委員会は、法第三十五条第八項の規定により法第十五条第一項の規定に係る仮の命令の効力を失わせたときは、同条第三項の規定によりはり付けられた標章を取り除かなければならない。

第七章 公安委員会相互の協力

（指定等についての協力）

第四十条 公安委員会は、指定又は指定の取消しをするため必要があるときは、指定又は指定の取消しに係る暴力団の活動の状況、当該暴力団の事務所の所在地その他当該暴力団の実態を把握していると認められる他の公安委員会に対して、必要な事項を照会することができる。この場合において、照会を受けた公安委員会は、照会を受けた事項について速やかに回答しなければならない。

（命令等についての協力）

第四十一条 （略）

2 （略）

(援助の措置についての協力)

第四十一条 (略)

2 (略)

第八章 公安委員会の報告等

(主たる事務所の決定の通報)

第四十二条 法第三十六条第二項の規定による通報は、別記様式第二十五号の主たる事務所決定通報書を送付して行うものとする。

(公安委員会の報告事項)

第四十三条 法第三十六条第三項の規定による報告に係る同項の国家公安委員会が定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に従い、それぞれ同表の下欄に定める事項とする。

報告する場合	報告する事項
一〇十 (略)	(略)
十一 対立抗争(法第十五条第一項に規定する対立抗争をいう。以下この表において同じ。)に係る暴力行為が発生したと認める場合	一〇八 (略) 九 暴力行為が法第十五条の二第二項に規定する暴力行為であると認める場合には、その旨及びその理由の概要
十一の二 内部抗争(法第十五条第三項に規定する内部抗争をいう。以下この表において同じ。)に係る暴力行為が発生したと認める場合	一〇九 (略) 十 暴力行為が法第十五条の二第二項において準用する同条第一項に規定する暴力行為であると認める場合には、その旨及びその理由の概要
十一の三・十一の四 (略)	(略)

(援助の措置についての協力)

第四十二条 (略)

2 (略)

第八章 公安委員会の報告等

(主たる事務所の決定の通報)

第四十三条 法第三十六条第二項の規定による通報は、別記様式第二十七号の主たる事務所決定通報書を送付して行うものとする。

(公安委員会の報告事項)

第四十四条 法第三十六条第三項の規定による報告に係る同項の国家公安委員会が定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に従い、それぞれ同表の下欄に定める事項とする。

報告する場合	報告する事項
一〇十 (略)	(略)
十一 対立抗争(法第十五条第一項に規定する対立抗争をいう。以下この表において同じ。)に係る暴力行為が発生したと認める場合	一〇八 (略)
十一の二 内部抗争(法第十五条第二項に規定する場合における暴力行為をいう。以下この表において同じ。)に係る暴力行為が発生したと認める場合	一〇九 (略)
十一の三・十一の四 (略)	(略)

十一の五 法第三十条の八第一項に規定する暴力行為が発生したと認める場合

一	暴力行為を行い、又は暴力行為の要求若しくは依頼をしたと認められる指定暴力団員の所属する指定暴力団等の名称及び指定番号
二	暴力行為の概要
三	暴力行為が発生した年月日及び場所
四	指定暴力団員により暴力行為が行われたと認める場合には、当該指定暴力団員の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及び性別
五	指定暴力団員の要求又は依頼を受けた者により暴力行為が行われたと認める場合には、当該要求又は依頼を受けた者の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及び性別並びに当該指定暴力団員の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及び性別
六	暴力行為が指定暴力団員又はその要求若しくは依頼を受けた者により行われたと認める理由の概要
七	暴力行為が法第三十条の八第一項各号に掲げる行為に関連して行われたものであると認める

て準用する同条第一項の規定に係る仮の命令及び同条第三項において準用する同条第二項の規定による同条第三項において準用する同条第一項の規定による命令の期限の延長を含む。)をした場合	十三の三 法第十五条の二第一項の規定による指定(同条第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長を含む。)をした場合	十三の四 法第十五条の二第四項において準用する同条第一項の規定による指定(同条第四項において準用する同条第二項の規定による同条第四項において準用する同条第一項の規定による指定の期限の延長を含む。)をした場合	十三の五 法第十五条の二第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による同条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)に規定する警戒区域の変更をした場合
一 指定に係る指定暴力団等の名称及び指定番号 二 指定に係る警戒区域 三 指定をした年月日 四 指定の期限 五 指定をした理由の概要	一 指定に係る指定暴力団等の名称及び指定番号 二 内部抗争に係る集団の実態 三 指定に係る警戒区域 四 指定をした年月日 五 指定の期限 六 指定をした理由の概要	一 警戒区域の変更に係る特定抗争指定暴力団等の名称及び指定番号 二 警戒区域の変更に係る指定をした年月日 三 変更後の警戒区域	
て準用する同条第一項の規定に係る仮の命令及び同条第二項において準用する同条第一項後段の規定による同条第二項において準用する同条第一項の規定による命令の期限の延長を含む。)以下この項において同じ。)をした場合			

	十三の六 法第三十条の八第一項の規定による指定（同条第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長を含む。）をした場合	一 指定に係る指定暴力団等の名称及び指定番号 二 指定に係る警戒区域 三 指定をした年月日 四 指定の期限 五 指定をした理由の概要	四 警戒区域を変更した年月日 五 警戒区域を変更した理由の概要
	十三の七 法第三十条の八第三項の規定による同条第一項に規定する警戒区域の変更をした場合	一 警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等の名称及び指定番号 二 警戒区域の変更に係る指定をした年月日 三 変更後の警戒区域 四 警戒区域を変更した年月日 五 警戒区域を変更した理由の概要	
	十三の八 法第三十条の十一第一項の規定による命令（同項の規定に係る仮の命令及び同条第二項の規定による同条第一項の規定による命令の期限の延長を含む。）をした場合	一 命令を受けた指定暴力団員の 本籍又は国籍、住所、氏名、生 年月日及び性別並びにその所属 する指定暴力団等の名称及び指 定番号 二 命令に係る事務所の所在地 三 命令の内容 四 命令をした年月日 五 命令に係る期間	
十四・十五（略）			

十四・十五（略）			
（略）			

(官庁、公共団体その他の者に対する協力要求手続)

第四十四条 (略)

第九章 雑則

(命令等の送達に係る書類)

第四十五条 法第三十九条の二第一項の国家公安委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 法第十一条第一項、第十二条第二項、第十二条の六第一項、第十八条第一項、第二十二條第一項、第二十六條第一項、第三十条、第三十条の三、第三十条の七第一項又は第三十条の十第一項の規定による命令 別記様式第二十六号の中止命令書

二 法第十一条第二項、第十二条第一項、第十二条の二、第十二条の四第一項、第十二条の六第二項、第十八条第二項、第十九条、第二十二條第二項、第二十三条、第二十六條第二項、第二十七条、第三十条の七第三項若しくは第四項又は第三十条の十第二項の規定による命令（法第十一条第二項、第十二条の四第一項、第十二条の六第二項、第十八条第二項、第十九条、第二十二條第二項、第二十三条、第二十六條第二項、第二十七条、第三十条の十第二項、第二十七条又は第三十条の十第二項の規定（第十号において「法第十一条第二項等の規定」という。）に係る仮の命令を除く。） 別記様式第二十七号の再発防止命令書

三 法第十二条の四第二項の規定による指示 別記様式第二十八号の指示書

四 法第十五条第一項又は第三十条の十一第一項の規定による命令（これらの規定に係る仮の命令を除く。次号において同じ。） 別記様式第二十九号の事務所使用制限命令書

五 法第十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の

(官公署に対する協力要求手続)

第四十五条 (略)

第九章 雑則

規定による同条第一項の規定による命令の期限の延長又は法第三十条の十一第二項の規定による同条第一項の規定による命令の期限の延長
別記様式第三十号の命令期限延長通知書

六 法第十八条第三項の規定による命令 別記様式第三十一号の少年脱
退措置命令書

七 法第三十条の四の規定による命令（同条の規定に係る仮の命令を除く。） 別記様式第三十二号の請求妨害防止命令書

八 法第三十条の五第一項の規定による命令（同項の規定に係る仮の命令を除く。） 別記様式第三十三号の賞揚等禁止命令書

九 法第三十条の七第二項の規定による命令（同項の規定に係る仮の命令を除く。） 別記様式第三十四号の用心棒行為等防止命令書

十 法第十一条第二項等の規定に係る仮の命令 別記様式第三十五号の再発防止仮命令書

十一 法第十五条第一項又は第三十条の十一第一項の規定に係る仮の命令 別記様式第三十六号の事務所使用制限仮命令書

十二 法第三十条の四の規定に係る仮の命令 別記様式第三十七号の請求妨害防止仮命令書

十三 法第三十条の五第一項の規定に係る仮の命令 別記様式第三十八号の賞揚等禁止仮命令書

十四 法第三十条の七第二項の規定に係る仮の命令 別記様式第三十九号の用心棒行為等防止仮命令書

（書類の送達）

第四十六条 公安委員会が法又はこの規則の規定により送達する書類は、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達又は交付送達により、その送達

（書類の送達）

第四十六条 公安委員会がこの規則の規定により送達する書類は、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達又は交付送達により、その送達を受け

を受けるべき者の住所又は居所（事務所及び事業所を含む。）に送達するものとする。

（公示送達の方法）

第四十八条の二 法第四十一条及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行令（平成三年政令第三百三十五号）第五条の規定により方面公安委員会が行う法の規定による命令又は指示に係る法第三十九条の二第二項の規定による公示送達（以下この条において単に「公示送達」という。）については、法第三十九条の二第三項の規定による掲示は、当該方面公安委員会の掲示板において行うものとする。

2 前項の規定は、法第四十二条第一項の規定により公安委員会が同項に規定する命令又は指示を警視総監又は道府県警察本部長に行わせる場合における当該命令又は指示に係る公示送達について準用する。この場合において、前項中「当該方面公安委員会」とあるのは、「警視庁又は道府県警察本部」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、法第四十二条第二項の規定により方面公安委員会が同条第一項に規定する命令又は指示を方面本部長に行わせる場合における当該命令又は指示に係る公示送達について準用する。この場合において、第一項中「当該方面公安委員会」とあるのは、「当該方面本部」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定は、法第四十二条第三項の規定により公安委員会が同項に規定する命令を警察署長に行わせる場合における当該命令に係る公示送達について準用する。この場合において、第一項中「当該方面公安委員会」とあるのは、「当該警察署」と読み替えるものとする。

るべき者の住所又は居所（事務所及び事業所を含む。）に送達するものとする。

別記様式第7号 (第14条関係)

※受理年月日		※受理番号	
援 助 申 出 書			
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第13条の規定による援助を受けたので、次のとおり申し出ます。			
公安委員会 殿		年 月 日	
申出人の氏名又は名称		㊦	
申 出 人	住 所		
職 業			
氏名又は名称			
暴力的要求行為又は準暴力的要求行為の内容			
暴力的要求行為又は準暴力的要求行為をした者に対し求めたい措置の内容			
求めたい措置の内容			
受けたい援助の内容			
※			
備考 1 ※印欄には記載しないこと。			
2 申出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第9号 (第14条関係)

※受理年月日		※受理番号	
援 助 申 出 書			
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第13条の規定による援助を受けたので、次のとおり申し出ます。			
公安委員会 殿		年 月 日	
申出人の氏名又は名称		㊦	
申 出 人	住 所		
職 業			
氏名又は名称			
暴力的要求行為又は準暴力的要求行為の内容			
暴力的要求行為又は準暴力的要求行為をした者に対し求めたい措置の内容			
求めたい措置の内容			
受けたい援助の内容			
※			
備考 1 ※印欄には記載しないこと。			
2 申出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第 8 号 (第18条関係)

(表)

第 号	
被害回復アドバイザー証	
写 真	氏 名 (年 月 日生)
上記の者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第18条に定める被害回復アドバイザーであることを証明する。	
年 月 日	警察本部長 回
85.6	
54.0	

(裏)

第18条 略	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則 (抜粋)
2 略	
3 被害回復アドバイザーは、その職務を行うに当たっては、その身分を示す別記様式第 8 号の身分証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。	

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

別記様式第10号 (第18条関係)

(表)

第 号	
被害回復アドバイザー証	
写 真	氏 名 (年 月 日生)
上記の者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第18条に定める被害回復アドバイザーであることを証明する。	
年 月 日	警察本部長 回
85.6	
54.0	

(裏)

第18条 略	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則 (抜粋)
2 略	
3 被害回復アドバイザーは、その職務を行うに当たっては、その身分を示す別記様式第10号の身分証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。	

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

別記様式第9号 (第17条関係)

※受理年月日		※受理番号	
責 任 者 選 任 届 出 書			
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第1項に規定する責任者として下記の者を選任したので暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第17条第1項の規定により届出をします。			
公安委員会 殿		届出者の氏名又は名称	
		記	
届出事業所の所在地			
出業種			
者氏名又は名称			
(ふりがな)			
責氏名			
生年月日	年 月 日		
任役職名			
連絡先	電話 ()		
者			
選任年月日	年 月 日		
備考 1 ※印欄には記載しないこと。			
2 届出者は、氏名を記載し及び押印することによって、署名することができる。			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第11号 (第17条関係)

※受理年月日		※受理番号	
責 任 者 選 任 届 出 書			
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第1項に規定する責任者として下記の者を選任したので暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第17条第1項の規定により届出をします。			
公安委員会 殿		届出者の氏名又は名称	
		記	
届出事業所の所在地			
出業種			
者氏名又は名称			
(ふりがな)			
責氏名			
生年月日	年 月 日		
任役職名			
連絡先	電話 ()		
者			
選任年月日	年 月 日		
備考 1 ※印欄には記載しないこと。			
2 届出者は、氏名を記載し及び押印することによって、署名することができる。			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第10号 (第19条関係)

責 任 者 講 習 通 知 書		年 月 日
股		
(責任者)		
公安委員会 国		
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第2項に規定する講習を下記のとおり行うので通知します。		
記		
講 習 の 日 時	年 月 日	時 分から 時 分まで
講 習 の 場 所		
講 習 の 種 別		
受講申込受付期間	年 月 日から	年 月 日まで
受 講 申 込 先		
備 考		

別記様式第12号 (第19条関係)

責 任 者 講 習 通 知 書		年 月 日
股		
(責任者)		
公安委員会 国		
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第2項に規定する講習を下記のとおり行うので通知します。		
記		
講 習 の 日 時	年 月 日	時 分から 時 分まで
講 習 の 場 所		
講 習 の 種 別		
受講申込受付期間	年 月 日から	年 月 日まで
受 講 申 込 先		
備 考		

別記様式第11号 (第19条関係)

※受理年月日		※受理番号	※受講終了番番号												
責任者講習受講申込書 責任者講習の受講を申し込みます。 年 月 日 公安委員会 殿 申込人の氏名又は名称及び事業所の所在地 ④ <table><tr><td>(ふりがな) 責任者の氏名</td><td></td></tr><tr><td>責任者の連絡先 電話 ()</td><td></td></tr><tr><td>選任年月日 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td>講習の種別</td><td></td></tr><tr><td>講習の日時 年 月 日 時 分から 時 分まで</td><td></td></tr><tr><td>講習の場所</td><td></td></tr></table>				(ふりがな) 責任者の氏名		責任者の連絡先 電話 ()		選任年月日 年 月 日		講習の種別		講習の日時 年 月 日 時 分から 時 分まで		講習の場所	
(ふりがな) 責任者の氏名															
責任者の連絡先 電話 ()															
選任年月日 年 月 日															
講習の種別															
講習の日時 年 月 日 時 分から 時 分まで															
講習の場所															

備考 1 ※印欄には記載しないこと。
2 申込人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第13号 (第19条関係)

※受理年月日		※受理番号	※受講終了番番号												
責任者講習受講申込書 責任者講習の受講を申し込みます。 年 月 日 公安委員会 殿 申込人の氏名又は名称及び事業所の所在地 ④ <table><tr><td>(ふりがな) 責任者の氏名</td><td></td></tr><tr><td>責任者の連絡先 電話 ()</td><td></td></tr><tr><td>選任年月日 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td>講習の種別</td><td></td></tr><tr><td>講習の日時 年 月 日 時 分から 時 分まで</td><td></td></tr><tr><td>講習の場所</td><td></td></tr></table>				(ふりがな) 責任者の氏名		責任者の連絡先 電話 ()		選任年月日 年 月 日		講習の種別		講習の日時 年 月 日 時 分から 時 分まで		講習の場所	
(ふりがな) 責任者の氏名															
責任者の連絡先 電話 ()															
選任年月日 年 月 日															
講習の種別															
講習の日時 年 月 日 時 分から 時 分まで															
講習の場所															

備考 1 ※印欄には記載しないこと。
2 申込人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第12号 (第19条関係)

第 号	受 講 修 了 書
住 所	
氏 名	
講習の種別	
講習年月日	
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第2項に規定する講習を受講した者であることを証明する。	
年 月 日	公安委員会 図

別記様式第14号 (第19条関係)

第 号	受 講 修 了 書
住 所	
氏 名	
講習の種別	
講習年月日	
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第2項に規定する講習を受講した者であることを証明する。	
年 月 日	公安委員会 図

別記様式第13号 (第20条、第22条の6関係)

この事務所を現に管理している指定暴力団員又は暴力団員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第15条第3項において準用する同条第1項第30条の1第1項の規定により、この事務所について	
の命令を受けています。	
使用制限	
この標章を損壊・汚損し、又は上記期間中に取り除くと処罰されます。	
期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで

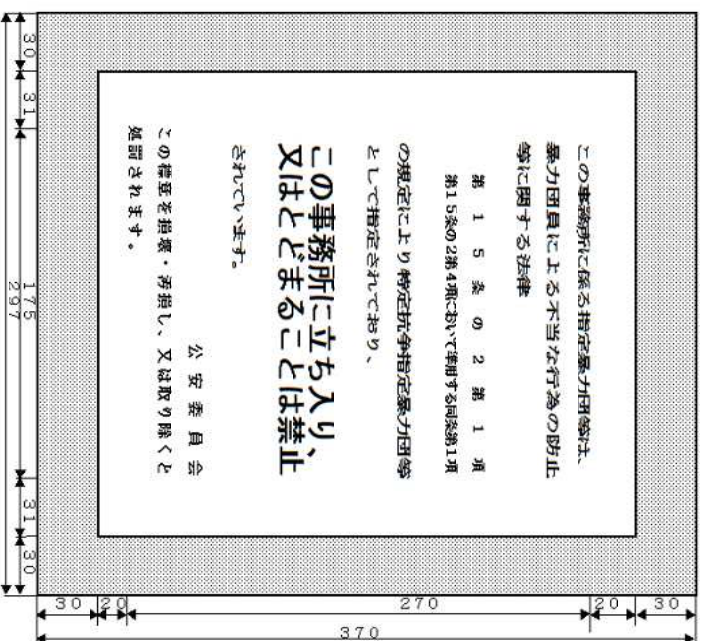
- 備考
- 1 不用の文字は、楕円で消すこと。
 - 2 色彩は、「使用制限」及び「公安委員会」の文字の書体は、ゴシックとする。他の文字及び表を黒色又は紺色、地を黄色又は白色とする。
 - 3 図示の表の単位は、ミリメートルとする。
 - 4 図示の表の単位は、ミリメートルとする。
 - 5 図示の表の単位は、ミリメートルとする。
 - 6 図示の表の単位は、ミリメートルとする。
 - 7 図示の表の単位は、ミリメートルとする。
 - 8 事務所又はその付近の状況その他の事由により必要があると認められる場合には、図示の寸法は、2分の1倍まで縮小し、又は2倍まで拡大することができる。

別記様式第17号 (第21条関係)

この事務所を現に管理している指定暴力団員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第15条第2項において準用する同条第1項の規定により、この事務所について	
の命令を受けています。	
使用制限	
この標章を損壊・汚損し、又は上記期間中に取り除くと処罰されます。	
期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで

- 備考
- 1 不用の文字は、楕円で消すこと。
 - 2 色彩は、「使用制限」及び「公安委員会」の文字の書体は、ゴシックとする。他の文字及び表を黒色又は紺色、地を黄色又は白色とする。
 - 3 図示の表の単位は、ミリメートルとする。
 - 4 図示の表の単位は、ミリメートルとする。
 - 5 図示の表の単位は、ミリメートルとする。
 - 6 図示の表の単位は、ミリメートルとする。
 - 7 図示の表の単位は、ミリメートルとする。
 - 8 事務所又はその付近の状況その他の事由により必要があると認められる場合には、図示の寸法は、2分の1倍まで縮小し、又は2倍まで拡大することができる。

別記様式第15号 (第21条の2関係)



備考

- [illegible]

別記様式第18号 (第21条の5、第32条の2関係)

第 号	
指 定 通 知 書	
年 月 日	
殿	
公安委員会 国	
下記指定暴力団等を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第 1 5 条 の 2 第 1 項 特定抗争指定暴力団等 第30条の2第4項において準用する同法第1項の規定により 特定危険指定暴力団等 第 3 0 条 の 8 第 1 項 として指定したので同法第15条の2第8項において準用する同法第7条第3項 の規定により、下記のとおり通知する。 記	
名 称	
主たる事務所の所在地	
指 定 番 号	
代表する者 又はこれに 代わるべき者	住 所
	氏 名
警 戒 区 域	
指 定 を し た 年 月 日	年 月 日
指 定 の 期 限	年 月 日まで
指 定 を し た 理 由	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 不用の文字は、横線で消すこと。
3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第18号（第21条の11、第32条の9関係）

第 号	
指 定 取 消 通 知 書	
年 月 日	
殿	
公安委員会 閣	
特定抗爭指定暴力団等 特定危険指定暴力団等	
下記指定暴力団等に係る 特定危険指定暴力団等	
第15条の4第2項において 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第30条の12第2項	
準用する同法第7条第3項の規定により、下記のとおり通知する。	
記	
指定をした年月日	年 月 日
指定の取消しに係る指定番号	
主たる事務所の所在地	
代表する者又はこれに代わるべき者	住所氏名
指定を取り消した年月日	年 月 日

備考 1 不用の文字は、横線で消すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第19号 (第25条関係)

(表)

第 号	
社会復帰アドバイザー証	
写真	氏 名 (年 月 日生)
上記の者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第25条に定める社会復帰アドバイザーであることを証明する。	
年 月 日	警察本部長 回

54.0

85.6

(裏)

第25条 略
2・3 略
4 社会復帰アドバイザーは、その職務を行うに当たっては、その身分を示す別記様式第19号の身分証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

別記様式第19号 (第28条関係)

(表)

第 号	
社会復帰アドバイザー証	
写真	氏 名 (年 月 日生)
上記の者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第28条に定める社会復帰アドバイザーであることを証明する。	
年 月 日	警察本部長 回

54.0

85.6

(裏)

第28条 略
2・3 略
4 社会復帰アドバイザーは、その職務を行うに当たっては、その身分を示す別記様式第19号の身分証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

別記様式第24号 (第37条関係)

公安委員会 殿		移送通知書		第 年 月 日 号
公安委員会 図		警察本部長 図		
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第35条第1項の規定により同法第 条第 項の規定に係る仮の命令をしたので、同法第35条第4項の規定により、下記の仮の命令に係る移送通知書を送付する。				
記				
再発防止仮命令書の 日付及び番号		年 月 日 第 号		
氏 名				
仮 生 年 月 日		年 月 日		
違反行為 の 時 の 住 所				
命 令 受 け た 者	名 称			
そ 指 主たる事務 の 定 所の所在地				
命 令 所 属 力 属 団 員 指 定 場 合 等 に 係 る 者				

- 備考
- 1 不用の文字は、横線で消すこと。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第28号 (第38条関係)

公安委員会 殿		移送通知書		第 年 月 日 号
公安委員会 図		警察本部長 図		
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第35条第1項の規定により同法第 条第 項の規定に係る仮の命令をしたので、同法第35条第4項の規定により、下記の仮の命令に係る移送通知書を送付する。				
記				
再発防止仮命令書の 日付及び番号		年 月 日 第 号		
氏 名				
仮 生 年 月 日		年 月 日		
違反行為 の 時 の 住 所				
命 令 受 け た 者	名 称			
そ 指 主たる事務 の 定 所の所在地				
命 令 所 属 力 属 団 員 指 定 場 合 等 に 係 る 者				

- 備考
- 1 不用の文字は、横線で消すこと。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第25号（第42条関係）

第 号	主たる事務所決定通報書
年 月 日	
公安委員会 殿	警察庁長官 国

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第38条第2項の規定により、下記のとおり暴力団の主たる事務所を決定したので通報する。

記

暴力団の名称	
暴力団を代表する者又はこれに代わるべき者の氏名	
主たる事務所の所在地	
変更前の主たる事務所所在地	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「変更前の主たる事務所の所在地」欄は、主たる事務所の所在地の変更の場合に記載すること。

別記様式第27号（第43条関係）

第 号	主たる事務所決定通報書
年 月 日	
公安委員会 殿	警察庁長官 国

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第38条第2項の規定により、下記のとおり暴力団の主たる事務所を決定したので通報する。

記

暴力団の名称	
暴力団を代表する者又はこれに代わるべき者の氏名	
主たる事務所の所在地	
変更前の主たる事務所所在地	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「変更前の主たる事務所の所在地」欄は、主たる事務所の所在地の変更の場合に記載すること。

別記様式第28号 (第45条関係)

(1面)

第 号	
中 止 命 令 書	年 月 日
殿	
公安委員会 国	
警察署長 国	

本(国)籍	
住 所	
命 令 を 受ける者 氏 名	
生年月日	年 月 日

上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
第 条第 項の規定により、下記のとおり命令する。
記

命 令 の 内 容	
-----------	--

別記様式第7号 (第13条、第24条、第25条、第26条、第28条、第32条の3関係)

(1面)

第 号	
中 止 命 令 書	年 月 日
殿	
公安委員会 国	
警察署長 国	

本(国)籍	
住 所	
命 令 を 受ける者 氏 名	
生年月日	年 月 日

上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
第 条第 項の規定により、下記のとおり命令する。
記

命 令 の 内 容	
-----------	--

(2面)

命令を する 理由	
-----------------	--

- 備考
- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 2 不用の文字は、横線で消すこと。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(2面)

命令を する 理由	
-----------------	--

- 備考
- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 2 不用の文字は、横線で消すこと。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第27号 (第45条関係)

(1面)

第 号	
再 発 防 止 命 令 書	年 月 日
殿	
公安委員会 国	
本(国)籍	
住 所	
命 令 を 受ける者 氏 名	
生年月日	年 月 日

上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 条第 項の規定により、下記のとおり命令する。

記

命 令 の 内 容	
-----------	--

別記様式第8号 (第18条、第24条、第25条、第28条関係)

(1面)

第 号	
再 発 防 止 命 令 書	年 月 日
殿	
公安委員会 国	
本(国)籍	
住 所	
命 令 を 受ける者 氏 名	
生年月日	年 月 日

上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 条第 項の規定により、下記のとおり命令する。

記

命 令 の 内 容	
-----------	--

(2面)

命令を する 理由	
-----------------	--

- 備考
- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 2 不用の文字は、横線で消すこと。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(2面)

命令を する 理由	
-----------------	--

- 備考
- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 2 不用の文字は、横線で消すこと。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第28号 (第45条関係)

(1面)

第 号		指 示 書	年 月 日
殿		公安委員会 国	警察本部長 国
本(国)籍			
住 所			
指 示 を 受ける者 氏 名			
生年月日	年 月 日		

上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条の4第2項の規定により、下記のとおり指示する。

記

指 示 の 内 容	
-----------	--

別記様式第8号の2 (第13条関係)

(1面)

第 号		指 示 書	年 月 日
殿		公安委員会 国	警察本部長 国
本(国)籍			
住 所			
指 示 を 受ける者 氏 名			
生年月日	年 月 日		

上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条の4第2項の規定により、下記のとおり指示する。

記

指 示 の 内 容	
-----------	--

(2面)

指示をする 理由	
-------------	--

- 備考
- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 2 不用の文字は、横線で消すこと。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(2面)

指示をする 理由	
-------------	--

- 備考
- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 2 不用の文字は、横線で消すこと。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第28号 (第45条関係)

(1面)

事務所使用制限命令書		第 号
年 月 日		
殿		公安委員会 国
本(国)籍		
住所		
氏名		
命令を受ける者	生年月日	年 月 日
現に管理している		
事務所の所在地		

上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第15条第3項において準用する同条第1項の規定により、下記のとおり命令する。

記

命令の内容	
命令の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

別記様式第15号 (第20条関係)

(1面)

事務所使用制限命令書		第 号
年 月 日		
殿		公安委員会 国
本(国)籍		
住所		
氏名		
命令を受ける者	生年月日	年 月 日
現に管理する		
事務所の所在地		

上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第15条第5項において準用する同条第1項の規定により、下記のとおり命令する。

記

命令の内容	
命令の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

(2面)

命令をする 理由	

- 備考
- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 2 不用の文字は、横線で消すこと。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(2面)

命令をする 理由	

- 備考
- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 2 不用の文字は、横線で消すこと。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第30号 (第45条関係)

第 号	
命令期限延長通知書	
年 月 日	殿
公安委員会 国	
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第15条第3項において準 第2項の規定により、事務所使用制限命令書（ 年 月 日第 2 号）による命令の期限を、下記のとおり延長する。	
記	
命令の延長 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
期 限 を 延 長 す る 理 由	

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 不用の文字は、横線で消すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第18号 (第20条関係)

第 号	
命令期限延長通知書	
年 月 日	殿
公安委員会 国	
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第15条第2項において準 第1項後段の規定により、事務所使用制限命令書（ 年 月 日第 号）による命令の期限を、下記のとおり延長する。	
記	
命令の延長 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
期 限 を 延 長 す る 理 由	

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 不用の文字は、横線で消すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第31号 (第45条関係)

(1面)

第 号		少年脱退措置命令書
年 月 日		
殿		公安委員会 国
本(国)籍		
住 所		
命 令 を 受ける者 氏 名		
生年月日	年 月 日	

上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第18条第3項の規定により、下記のとおり命令する。

記

命 令 の 内 容	
-----------	--

別記様式第18号 (第24条関係)

(1面)

第 号		少年脱退措置命令書
年 月 日		
殿		公安委員会 国
本(国)籍		
住 所		
命 令 を 受ける者 氏 名		
生年月日	年 月 日	

上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第18条第3項の規定により、下記のとおり命令する。

記

命 令 の 内 容	
-----------	--

(2面)

命令を する 理 由	

- 備考
- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(2面)

命令を する 理 由	

- 備考
- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第32号 (第45条関係)

(1面)

第 号	
請 求 妨 害 防 止 命 令 書	
年 月 日	
殿	
公安委員会 国	
本(国)籍	
住 所	
命 令 を 受ける者 氏 名	
生年月日	年 月 日

上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第30条の4の規定により、下記のとおり命令する。

記

命 令 の 内 容	
-----------	--

別記様式第19号の2 (第32条の4関係)

(1面)

第 号	
請 求 妨 害 防 止 命 令 書	
年 月 日	
殿	
公安委員会 国	
本(国)籍	
住 所	
命 令 を 受ける者 氏 名	
生年月日	年 月 日

上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第30条の4の規定により、下記のとおり命令する。

記

命 令 の 内 容	
-----------	--

(2面)

命令をする理由	

- 備考
- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(2面)

命令をする理由	

- 備考
- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 2 不用の文字は、横線で消すこと。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第38号 (第45条関係)

(1面)

第 号	
賞 揚 等 禁 止 命 令 書	
年 月 日	
殿	
公安委員会 団	
本(国)籍	
住 所	
命 令 を 受ける者 氏 名	
生年月日	
年 月 日	
上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第30条の5第1項の規定により、下記のとおり命令する。	
記	
命 令 の 内 容	

別記様式第19号の3 (第32条の5関係)

(1面)

第 号	
賞 揚 等 禁 止 命 令 書	
年 月 日	
殿	
公安委員会 団	
本(国)籍	
住 所	
命 令 を 受ける者 氏 名	
生年月日	
年 月 日	
上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第30条の5第1項の規定により、下記のとおり命令する。	
記	
命 令 の 内 容	

(2面)

命令をする理由	

- 備考
- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(2面)

命令をする理由	

- 備考
- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 不用の文字は、横線で消すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(1面)

第 号	
用 心 様 行 為 等 防 止 命 令 書	
年 月 日	
殿	
公安委員会 国	
本(国)籍	
住 所	
命 令 を 受ける者 氏 名	
生年月日	年 月 日

上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第30条の7第2項の規定により、下記のとおり命令する。

記

命 令 の 内 容	
-----------	--

命令をする理由	

- 備考
- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第35号 (第46条関係)

(1面)

第 号	
再 発 防 止 仮 命 令 書	
年 月 日	
殿	
公安委員会 国	
警察本部長 国	
本(国)籍	
命 令 を 受ける者	住 所
	氏 名
生年月日	年 月 日

上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第36条第1項の規定により、下記のとおり命令する。

記

命 令 の 内 容	
命令の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

別記様式第34号 (第37条関係)

(1面)

第 号	
再 発 防 止 仮 命 令 書	
年 月 日	
殿	
公安委員会 国	
警察本部長 国	
本(国)籍	
命 令 を 受ける者	住 所
	氏 名
生年月日	年 月 日

上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第36条第1項の規定により、下記のとおり命令する。

記

命 令 の 内 容	
命令の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

(2面)

命令をする理由	
---------	--

- 備考
- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 2 不用の文字は、横線で消すこと。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(2面)

命令をする理由	
---------	--

- 備考
- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 2 不用の文字は、横線で消すこと。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第38号 (第45条関係)

(1面)

第 号	
事務所使用制限仮命令書	
年 月 日	
殿	
公安委員会 国	
警察本部長 国	
命令を受ける者	
本(国)籍	
住所	
氏名	
生年月日	年 月 日
現在管理している 使用事務所の所在地	

上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第35条第1項の規定により、下記のとおり命令する。

記

命令の内容	
命令の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

別記様式第25号 (第27条関係)

(1面)

第 号	
事務所使用制限仮命令書	
年 月 日	
殿	
公安委員会 国	
警察本部長 国	
命令を受ける者	
本(国)籍	
住所	
氏名	
生年月日	年 月 日
現在管理する 事務所の所在地	

上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第35条第1項の規定により、下記のとおり命令する。

記

命令の内容	
命令の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

(2面)

命令を する 理 由	
---------------------	--

- 備考
- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 2 不用の文字は、横線で消すこと。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(2面)

命令を する 理 由	
---------------------	--

- 備考
- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 2 不用の文字は、横線で消すこと。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第37号 (第45条関係)

(1面)

第 号	
請 求 妨 害 防 止 仮 命 令 書	
年 月 日	
殿	
公安委員会 国	
警察本部長 印	

本(国)籍	
住 所	
命 令 を 受ける者 氏 名	
生年月日	年 月 日

上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第35条第1項の規定により、下記のとおり命令する。

記

命 令 の 内 容	
命令の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

別記様式第25号の2 (第37条関係)

(1面)

第 号	
請 求 妨 害 防 止 仮 命 令 書	
年 月 日	
殿	
公安委員会 国	
警察本部長 印	

本(国)籍	
住 所	
命 令 を 受ける者 氏 名	
生年月日	年 月 日

上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第35条第1項の規定により、下記のとおり命令する。

記

命 令 の 内 容	
命令の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

(2面)

命令をする理由	

- 備考
- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 2 不用の文字は、横線で消すこと。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(2面)

命令をする理由	

- 備考
- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 2 不用の文字は、横線で消すこと。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第38号 (第45条関係)

(1面)

第 号	
賞 操 等 禁 止 仮 命 令 書	
年 月 日	
殿	
公安委員会 国	
警察本部長 印	

本(国)籍	
住 所	
命 令 を 受ける者 氏 名	
生年月日	年 月 日

上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第35条第1項の規定により、下記のとおり命令する。

記

命 令 の 内 容	
命令の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

別記様式第25号の3 (第37条関係)

(1面)

第 号	
賞 操 等 禁 止 仮 命 令 書	
年 月 日	
殿	
公安委員会 国	
警察本部長 印	

本(国)籍	
住 所	
命 令 を 受ける者 氏 名	
生年月日	年 月 日

上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第35条第1項の規定により、下記のとおり命令する。

記

命 令 の 内 容	
命令の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

(2面)

命令を する 理 由	
---------------------	--

- 備考
- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 2 不用の文字は、横線で消すこと。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(2面)

命令を する 理 由	
---------------------	--

- 備考
- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 2 不用の文字は、横線で消すこと。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(1面)

第 号	
用 心 棒 行 為 等 防 止 仮 命 令 書	
年 月 日	
殿	
公安委員会 国	
警察本部長 国	

本(国)籍	
住 所	
命 令 を 受ける者 氏 名	
生年月日	年 月 日

上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第35条第1項の規定により、下記のとおり命令する。

記

命 令 の 内 容	
命令の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

(2面)

命令する
理由

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 不用の文字は、横線で消すこと。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則（平成三年国家公安委員会規則第五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（定義） 第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 当事者 次のイからトまでに掲げる意見聴取の区分に応じ、それぞれイからトまでに定める者をいう。 イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の意見聴取 法第三条又は第四条の規定による指定に係る暴力団（法第二条第二号に規定する暴力団をいう。第三十九条第一項において同じ。）を代表する者（代表する者が欠けている場合にあつては、これに代わるべき者。以下この号及び第三十九条第一項において同じ。） ロ 法第十五条の二第八項において準用する法第五条第一項の意見聴取 法第十五条の二第二項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この号及び第十三条において同じ。）の規定による指定に係る指定暴力団等（法第二条第五号に規定する指定暴力団等をいう。以下この号及び第三十九条第一項において同じ。）を代表する者 ハ 法第十五条の二第九項において準用する法第五条第一項の意見聴取 法第十五条の二第三項（同条第四項において準用する場合を含む。第十三条において同じ。）の規定による法第十五条の二第二項に規定する警戒区域の変更に係る特定抗争指定暴力団等（同項に規定する特定抗争指定暴力団等をいう。第三十九条第一項において同じ。）を代表する者 ニ 法第三十条の八第四項において準用する法第五条第一項の意見聴	（定義） 第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 当事者 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の意見聴取にあつては指定（法第三条又は第四条の規定による指定をいう。以下同じ。）に係る暴力団（法第二条第二号に規定する暴力団をいう。第三十九条第一項において同じ。）を代表する者（代表する者が欠けている場合にあつては、これに代わるべき者。第三十九条第一項において同じ。）、法第三十四条第一項の意見聴取にあつては同項に規定する命令に係る者、法第三十五条第三項又は第四項の意見聴取にあつては同条第一項の規定による命令（以下「仮の命令」という。）を受けた者をいう。

取 法第三十条の八第一項の規定による指定に係る指定暴力団等を代表する者

ホ 法第三十条の八第五項において準用する法第五条第一項の意見聴取 法第三十条の八第三項の規定による同条第一項に規定する警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等（同項に規定する特定危険指定暴力団等をいう。第三十九条第一項において同じ。）を代表する者

ヘ 法第三十四条第一項の意見聴取 同項に規定する命令に係る者

ト 法第三十五条第三項又は第四項の意見聴取 同条第一項の規定による命令（以下「仮の命令」という。）を受けた者

二・三（略）

四 関係指定暴力団員 法第十二条の二の規定による命令に係る意見聴取において、当該命令に係る業務と当該命令に係る暴力的要求行為（法第二条第七号に規定する暴力的要求行為をいう。以下同じ。）との関係に関し、法第三十四条第四項の規定による許可に基づき出頭及び意見の陳述をする当該暴力的要求行為をした指定暴力団員（法第九条に規定する指定暴力団員をいう。第十一条の二第一項において同じ。）をいう。

五（略）

（主宰者）

第二条 法第五条第一項（法第十五条の二第八項及び第九項並びに第三十条の八第四項及び第五項において準用する場合を含む。次項第一号において同じ。）、第三十四条第一項又は第三十五条第三項若しくは第四項の意見聴取は、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が主宰する。

2（略）

取 法第三十条の八第一項の規定による指定に係る指定暴力団等を代表する者

ホ 法第三十条の八第五項において準用する法第五条第一項の意見聴取 法第三十条の八第三項の規定による同条第一項に規定する警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等（同項に規定する特定危険指定暴力団等をいう。第三十九条第一項において同じ。）を代表する者

ヘ 法第三十四条第一項の意見聴取 同項に規定する命令に係る者

ト 法第三十五条第三項又は第四項の意見聴取 同条第一項の規定による命令（以下「仮の命令」という。）を受けた者

二・三（略）

四 関係指定暴力団員 法第十二条の二の規定による命令に係る意見聴取において、当該命令に係る業務と当該命令に係る暴力的要求行為との関係に関し、法第三十四条第四項の規定による許可に基づき出頭及び意見の陳述をする当該暴力的要求行為をした指定暴力団員をいう。

五（略）

（主宰者）

第二条 法第五条第一項、第三十四条第一項又は第三十五条第三項若しくは第四項の意見聴取は、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が主宰する。

2（略）

(除斥事由)

第四条 主宰者（公安委員会が主宰者である場合にあっては、出席する公安委員。以下この条、次条第一項及び第六条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職務の執行から除斥される。

- 一 主宰者が当事者若しくはその代理人若しくは補佐人であるとき又はあつたとき。

二（四）（略）

(忌避の申出)

第五条 当事者又はその代理人は、主宰者が次の各号のいずれかに該当し、意見聴取の審理の公正を妨げるおそれがあるときは、その者の忌避を申し出ることができる。

- 一 主宰者が事案の關係人（法第九条、第十二条の三、第十二条の五、第十六条、第二十四条、第三十条の六第一項若しくは第三十条の九の規定に違反する行為、第三十条の五第一項に規定する暴力行為若しくは第三十条の八第一項各号に掲げる行為若しくは同項に規定する暴力行為の相手方又は第三十条の四に規定する請求者若しくはその配偶者等をいう。次号及び第三号において同じ。）であるとき。

二・三（略）

2（略）

(補佐人)

第十条 当事者は、意見聴取に補佐人を出席させようとするときは、次の各号に掲げる意見聴取の区分に従いそれぞれ当該各号に定める日までに、補佐人の氏名、住所、当事者との関係及び補佐する事項を記載した申請書を主宰者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、第三号に掲げる意見聴取に出席させようとする補佐人であつて既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。

(除斥事由)

第四条 主宰者（公安委員会が主宰者である場合にあっては、出席する公安委員。以下この条、次条第一項及び第六条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職務の執行から除斥される。

- 一 主宰者が当事者若しくはその代理人又は補佐人であるとき又はあつたとき。

二（四）（略）

(忌避の申出)

第五条 当事者又はその代理人は、主宰者が次の各号のいずれかに該当し、意見聴取の審理の公正を妨げるおそれがあるときは、その者の忌避を申し出ることができる。

- 一 主宰者が事案の關係人（法第九条、第十二条の三、第十二条の五、第十六条、第二十条若しくは第二十四条の規定に違反する行為若しくは第三十条の五第一項に規定する暴力行為の相手方又は第三十条の四に規定する請求者若しくはその配偶者等をいう。次号及び第三号において同じ。）であるとき。

二・三（略）

2（略）

(補佐人)

第十条 当事者は、意見聴取に補佐人を出席させようとするときは、次の各号に掲げる意見聴取の区分に従いそれぞれ当該各号に定める日までに、補佐人の氏名、住所、当事者との関係及び補佐する事項を記載した申請書を主宰者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、第三号に掲げる意見聴取に出席させようとする補佐人であつて既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。

一 第十四条第一項から第四項までの規定により通知された期日において行う意見聴取（第十六条第二項の規定による変更後の期日において行う意見聴取を含む。次号、第三号並びに第十一条の二第一項第一号及び第二号において同じ。） 当該通知された期日前四日

二 第十四条第五項の規定により通知された期日において行う意見聴取 当該通知された期日前三日

三 （略）

2、4 （略）

（出頭及び意見の陳述の許可）

第十一条の二 法第十二条の二の規定による命令に係る当事者は、法第三十四条第四項の規定により許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる意見聴取の区分に従いそれぞれ当該各号に定める日までに、当該命令に係る暴力的要求行為をした指定暴力団員の氏名、住所及び意見の陳述の要旨を記載した申請書を主宰者に提出しなければならない。

一 第十四条第四項の規定により通知された期日において行う意見聴取 当該通知された期日前四日

二 （略）

2 （略）

（立会警察職員）

第十三条 主宰者は、必要があると認めるときは、当該事案の処理に関する事務を取り扱う当該都道府県警察の職員を意見聴取に出席させ、当該職員（第二十二条第一項において「立会警察職員」という。）に対し、指定等（法第三条、第四条、第十五条の二第一項若しくは第三十条の八第一項の規定による指定又は法第十五条の二第三項の規定による同条第一項に規定する警戒区域の変更若しくは法第三十条の八第三項の規定による同条第一項に規定する警戒区域の変更をいう。第十九条第一項、第

一 第十四条第一項又は第二項の規定により通知された期日において行う意見聴取（第十六条第二項の規定による変更後の期日において行う意見聴取を含む。次号、第三号並びに第十一条の二第一項第一号及び第二号において同じ。） 当該通知された期日前四日

二 第十四条第三項の規定により通知された期日において行う意見聴取 当該通知された期日前三日

三 （略）

2、4 （略）

（出頭及び意見の陳述の許可）

第十一条の二 法第十二条の二の規定による命令に係る当事者は、法第三十四条第四項の規定により許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる意見聴取の区分に従いそれぞれ当該各号に定める日までに、当該命令に係る暴力的要求行為をした指定暴力団員の氏名、住所及び意見の陳述の要旨を記載した申請書を主宰者に提出しなければならない。

一 第十四条第二項の規定により通知された期日において行う意見聴取 当該通知された期日前四日

二 （略）

2 （略）

（立会警察職員）

第十三条 主宰者は、必要があると認めるときは、当該事案の処理に関する事務を取り扱う当該都道府県警察の職員を意見聴取に出席させ、当該職員（第二十二条第一項において「立会警察職員」という。）に対し、指定若しくは命令（法第三十四条第一項に規定する命令をいう。第十九条第一項、第二十三条第一項第二号及び第四十条第一項において同じ。）をしようとする理由又は仮の命令をした理由に係る事実上又は法律上の事項その他必要な事項について説明をさせることができる。

二十三条第一項第二号及び第四十条第一項において同じ。）若しくは命令（法第三十四条第一項に規定する命令をいう。第十九条第一項、第二十三条第一項第二号及び第四十条第一項において同じ。）をしようとする理由又は仮の命令をした理由に係る事実上又は法律上の事項その他必要な事項について説明をさせることができる。

（意見聴取の通知）

第十四条 （略）

2 次の各号に掲げる通知は、別記様式第二号の二の意見聴取通知書を送達して行う。

一 法第十五条の二第八項において準用する法第五条第一項の意見聴取に係る法第十五条の二第八項において準用する法第五条第二項の規定による通知

二 法第三十条の八第四項において準用する法第五条第一項の意見聴取に係る法第三十条の八第四項において準用する法第五条第二項の規定による通知

3 次の各号に掲げる通知は、別記様式第二号の三の意見聴取通知書を送達して行う。

一 法第十五条の二第九項において準用する法第五条第一項の意見聴取に係る法第十五条の二第九項において準用する法第五条第二項の規定による通知

二 法第三十条の八第五項において準用する法第五条第一項の意見聴取に係る法第三十条の八第五項において準用する法第五条第二項の規定による通知

4・5 （略）

6 前五項の意見聴取通知書には、次の各号（前項の意見聴取通知書にあつては、第二号及び第三号）に掲げる事項を記載して教示するものとする。

（意見聴取の通知）

第十四条 （略）

2・3 （略）

4 前三項の意見聴取通知書には、次の各号（前項の意見聴取通知書にあつては、第二号及び第三号）に掲げる事項を記載して教示するものとする。

一〇三 (略)

7 第一項から第五項までの通知は、法第五条第一項の意見聴取にあっては意見聴取の期日の十五日前までに、法第十五条の二第八項若しくは第九項若しくは第三十条の八第四項若しくは第五項において準用する法第五条第一項又は法第三十四条第一項の意見聴取にあっては意見聴取の期日の七日前までに、法第三十五条第三項又は第四項の意見聴取にあっては意見聴取の期日の五日前までに、それぞれしなければならない。

(意見聴取の公示)

第十五条 法第五条第二項（法第十五条の二第八項及び第九項並びに第三十条の八第四項及び第五項において準用する場合を含む。）又は第三十条第二項（法第三十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、公安委員会の掲示板に掲示して行わなければならない。

2 前条第七項の規定は、前項に規定する公示について準用する。

(意見聴取の期日及び場所の変更)

第十六条 第十四条第一項から第五項までの通知を受けた者（第二十三条第二項の通知を受けた者を含む。）は、病気その他のやむを得ない理由がある場合には、公安委員会に対し、別記様式第五号の意見聴取期日（場所）変更申出書により、意見聴取の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

2 〃 4 (略)

(冒頭手続)

第十九条 主宰者は、意見聴取の冒頭において、当事者又はその代理人に対し、指定等若しくは命令をしようとする理由又は仮の命令をした理由を告げなければならない。

一〇三 (略)

5 第一項から第三項までの通知は、法第五条第一項の意見聴取にあっては意見聴取の期日の十五日前までに、法第三十四条第一項の意見聴取にあっては意見聴取の期日の七日前までに、法第三十五条第三項又は第四項の意見聴取にあっては意見聴取の期日の五日前までに、それぞれしなければならない。

(意見聴取の公示)

第十五条 法第五条第二項又は第三十四条第二項（法第三十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、公安委員会の掲示板に掲示して行わなければならない。

2 前条第五項の規定は、前項に規定する公示について準用する。

(意見聴取の期日及び場所の変更)

第十六条 第十四条第一項から第三項までの通知を受けた者（第二十三条第二項の通知を受けた者を含む。）は、病気その他のやむを得ない理由がある場合には、公安委員会に対し、別記様式第五号の意見聴取期日（場所）変更申出書により、意見聴取の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

2 〃 4 (略)

(冒頭手続)

第十九条 主宰者は、意見聴取の冒頭において、当事者又はその代理人に対し、指定等若しくは命令をしようとする理由又は仮の命令をした理由を告げなければならない。

2 (略)

(意見聴取の続行)

第二十三条 主宰者は、次の各号のいずれかに該当するときは、新たに期日を定めて意見聴取を続行するものとする。

一 (略)

二 期日において行われた意見聴取では指定等若しくは命令をするかどうか又は仮の命令が不当でないかどうかについての決定をするに熟さないとき。

2・3 (略)

(非公開とする場合の手続)

第二十六条 主宰者は、法第五条第一項ただし書（法第三十条の八第四項及び第五項において準用する場合を含む。）又は第三十四条第一項ただし書（法第三十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定により意見聴取を公開しないこととする場合には、傍聴人にその旨を理由とともに告げて退場を命じ、公開しないこととする事由がなくなり再び公開すべき場合には、その旨を告げて傍聴人を入場させるものとする。

(当事者がその地位を失った場合の措置)

第三十九条 第十四条第一項から第三項までの意見聴取の通知をしてから意見聴取が終結するまでの間に当該意見聴取に係る暴力団、指定暴力団等又は特定抗争指定暴力団等若しくは特定危険指定暴力団等（以下この項において「暴力団等」という。）を代表する者であった者が死亡その他の事由によりその地位を失った場合又は法第十五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）若しくは法第三十条の十一第一項の規定による命令に係る第十四条第四項若しくは第五項の意見聴取の通知をしてから意見聴取が終結するまでの間に管

2 (略)

(意見聴取の続行)

第二十三条 主宰者は、次の各号のいずれかに該当するときは、新たに期日を定めて意見聴取を続行するものとする。

一 (略)

二 期日において行われた意見聴取では指定等若しくは命令をするかどうか又は仮の命令が不当でないかどうかについての決定をするに熟さないとき。

2・3 (略)

(非公開とする場合の手続)

第二十六条 主宰者は、法第五条第一項ただし書又は第三十四条第一項ただし書（法第三十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定により意見聴取を公開しないこととする場合には、傍聴人にその旨を理由とともに告げて退場を命じ、公開しないこととする事由がなくなり再び公開すべき場合には、その旨を告げて傍聴人を入場させるものとする。

(当事者がその地位を失った場合の措置)

第三十九条 第十四条第一項の意見聴取の通知をしてから意見聴取が終結するまでの間に暴力団を代表する者であった者が死亡その他の事由によりその地位を失った場合又は法第十五条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による命令に係る第十四条第二項若しくは第三項の意見聴取の通知をしてから意見聴取が終結するまでの間に管理者（法第十五条第一項に規定する管理者をいう。以下この項において同じ。）であった者が交代その他の事由によりその地位を失った場合には、公安委員会は、新たに当該暴力団を代表す

理者（法第十五条第一項に規定する管理者をいう。以下この項において同じ。）であった者が交代その他の事由によりその地位を失った場合には、公安委員会は、新たに当該暴力団等を代表する者又は管理者となつた者に対し、やむを得ない理由があるときは第十六条第一項の規定の例により意見聴取の期日又は場所の変更を申し出ることができる旨を、書面により連絡するものとする。ただし、新たに当該暴力団等を代表する者又は管理者となつた者の所在が不明であるため連絡することができないときは、新たに当該暴力団等を代表する者となつた者については当該暴力団等の主たる事務所（法第十五条第一項に規定する事務所をいう。以下この項及び第四十一条第一項において同じ。）に、新たに管理者となつた者についてはその者の管理に係る事務所にそれぞれ現在する者で相当のわきまえのあるものに対し、連絡するものとする。

2 (略)

(意見聴取の再開)

第四十条 公安委員会は、意見聴取が終結した後において、指定等又は命令を行うため特に必要が生じたときは、改めて意見聴取を行うことができる。

2・3 (略)

る者又は管理者となつた者に対し、やむを得ない理由があるときは第十六条第一項の規定の例により意見聴取の期日又は場所の変更を申し出ることができる旨を、書面により連絡するものとする。ただし、新たに当該暴力団を代表する者又は管理者となつた者の所在が不明であるため連絡することができないときは、新たに当該暴力団を代表する者となつた者については当該暴力団の主たる事務所（法第十五条第一項に規定する事務所をいう。以下この項及び第四十一条第一項において同じ。）に、新たに管理者となつた者についてはその者の管理に係る事務所にそれぞれ現在する者で相当のわきまえのあるものに対し、連絡するものとする。

2 (略)

(意見聴取の再開)

第四十条 公安委員会は、意見聴取が終結した後において、指定又は命令を行うため特に必要が生じたときは、改めて意見聴取を行うことができる。

2・3 (略)

別記様式第2号の2 (第14条関係)

第 号
意見聴取通知書
年 月 日
殿

公安委員会 図
下記の指定暴力団等に対する暴力団員による不当な行為の防止等に関する
法律第15条の2第4項において準用する同法第1項の規定による指定に係る
第15条の2第8項において準用する同法第5条第1項の意見聴取を下記
同法第30条の8第4項において出頭されるよう通知します。
のとおり実施しますの出頭されるよう通知します。
記

指定暴力団等	名	称	
指定暴力団等	主たる事務所の所在地		
指定暴力団等	指 定 番 号		
指定暴力団等	代表する者又はこれに代わるべき者	住 所	
指定暴力団等		氏 名	
意見聴取の期日	年	月	日
意見聴取の場所			
指定をしようとする理由			
警戒区域として指定しようとする区域			

備考 1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなく出頭しなかったときは、意見聴取を行わないで上記の指定暴力団等を指定することがあります。あなたがあなたの地位を受け継いだ人についても同様です。
2 あなたが代理人を意見聴取に出頭させようとするときは代理人1人を選任し、意見聴取の期日までに代理人選任届出書を提出してください。
3 あなた又はあなたの代理人は、意見聴取において、上記の指定暴力団等の指定について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。

- 備考
- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 2 不要の文字は、横線で消すこと。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第2号の3 (第14条関係)

第 号
意見聴取通知書
年 月 日
殿
公安委員会

特定抗争指定暴力団等に対する暴力団員による不当な行為の防止等
下記の特定抗争指定暴力団等
第 1 5 条 の 2 第 3 項
第 3 0 条 の 8 第 3 項
に関する法律第15条の2第4項において準用する同条第3項の規定による警
戒区域の変更に係る同法第15条の2第9項において準用する同法第5条第1
項の意見聴取を下記のとおり実施しますので出頭されるよう通知します。
記

警 戒 区 域 名	称	
指定暴力団等の 指 定 番 号	主たる事務所の所在地	
代表する者又は これに代わるべき者	住 所	
	氏 名	
意見聴取の期日	年 月 時 分から	
意見聴取の場所		
警戒区域の変更をしようとする理由		
変更後の警戒区域		

備考 1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなく出頭しなかったときは、意見聴取を行わないで上記の警戒区域の変更をすることがあります。あなたが代理人を意見聴取に出頭させようときは代理人1人を選任し、意見聴取の期日までに代理人選任届出書を提出してください。
3 あなた又はあなたの代理人は、意見聴取において、上記の警戒区域の変更について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 不要の文字は、横線で消すこと。
3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

改 正 後			改 正 前		
（指定の申請） 第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）<u>第三十二条の三</u>第一項の規定による都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出しなければならない。 一 （略） 二 <u>法第三十二条の三</u>第二項各号に掲げる事業（以下「暴力追放事業」という。）を行う事務所の名称及び所在地 三 （略） 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 四 （略） 五 暴力追放相談委員（<u>法第三十二条の三</u>第一項第二号に規定する暴力追放相談委員をいう。以下同じ。）として選任した者の氏名、住所及び略歴並びに相談業務（暴力団員（<u>法第二条第六号</u>に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）による不当な行為に関する相談、少年に対する暴力団（<u>法第二条第二号</u>に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の影響を排除するための活動又は暴力団から離脱する意志を有する者を助けるための活動に関する業務をいう。以下同じ。）に従事した経歴を記載した書面 六 九 （略） （指定の基準） 第一条の二 <u>法第三十二条の三</u>第一項の規定による指定の基準は、次に掲			（指定の申請） 第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）<u>第三十二条の二</u>第一項の規定による都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出しなければならない。 一 （略） 二 <u>法第三十二条の二</u>第二項各号に掲げる事業（以下「暴力追放事業」という。）を行う事務所の名称及び所在地 三 （略） 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 四 （略） 五 暴力追放相談委員（<u>法第三十二条の二</u>第一項第二号に規定する暴力追放相談委員をいう。以下同じ。）として選任した者の氏名、住所及び略歴並びに相談業務（暴力団員（<u>法第二条第六号</u>に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）による不当な行為に関する相談、少年に対する暴力団（<u>法第二条第二号</u>に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の影響を排除するための活動又は暴力団から離脱する意志を有する者を助けるための活動に関する業務をいう。以下同じ。）に従事した経歴を記載した書面 六 九 （略） （指定の基準） 第一条の二 <u>法第三十二条の二</u>第一項の規定による指定の基準は、次に掲		

げるとおりとする。

一 暴力追放事業の実施に関し、適切な計画が定められていること。

二 暴力追放事業を適正かつ確実に行うため必要な経理的基礎を有すること。

三 暴力追放事業以外の事業を行っているときは、当該事業を行うことにより暴力追放事業が不公正になるおそれがないこと。

(指定の公示)

第二条 公安委員会は、法第三十二条の三第一項の規定による指定を行ったときは、第一条第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに当該指定を行った年月日を公示しなければならない。

(暴力追放相談委員)

第四条 法第三十二条の三第一項第二号の国家公安委員会規則で定める者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

一 三 (略)

(暴力追放相談委員証)

第五条 都道府県センターは、暴力追放相談委員に対し、別記様式第一号の暴力追放相談委員証を交付しなければならない。

2 暴力追放相談委員は、相談事業（法第三十二条の三第一項第二号に規定する相談事業をいう。以下同じ。）に係る相談業務に従事するに当たっては、都道府県センターの交付する別記様式第一号の暴力追放相談委員証を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

げるとおりとする。

一 法第三十二条の二第二項各号に掲げる事業（以下この条において「都道府県センターの事業」という。）の実施に関し、適切な計画が定められていること。

二 都道府県センターの事業を適正かつ確実に行うため必要な経理的基礎を有すること。

三 都道府県センターの事業以外の事業を行っているときは、当該事業を行うことにより都道府県センターの事業が不公正になるおそれがないこと。

(指定の公示)

第二条 公安委員会は、法第三十二条の二第一項の規定による指定を行ったときは、前条第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに当該指定を行った年月日を公示しなければならない。

(暴力追放相談委員)

第四条 法第三十二条の二第一項第二号の国家公安委員会規則で定める者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

一 三 (略)

(暴力追放相談委員証)

第五条 都道府県センターは、暴力追放相談委員に対し、別記様式の暴力追放相談委員証を交付しなければならない。

2 暴力追放相談委員は、相談事業（法第三十二条の二第一項第二号に規定する相談事業をいう。以下同じ。）に係る相談業務に従事するに当たっては、都道府県センターの交付する別記様式第一号の暴力追放相談委員証を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(都道府県センターの基準)

第六条 法第三十二条の三第一項第三号の国家公安委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 次に掲げる相談事業の種別(法第三十二条の三第二項第三号、第四号又は第五号の事業の別をいう。以下同じ。)の区分に従い、次に定める暴力追放相談委員の数がそれぞれ当該種別の相談事業を行うために必要な数以上であること。

イ 法第三十二条の三第二項第三号の事業 次のいずれかに該当する

暴力追放相談委員

(1)・(2) (略)

ロ 法第三十二条の三第二項第四号の事業 次のいずれかに該当する

暴力追放相談委員

(1)・(2) (略)

ハ 法第三十二条の三第二項第五号の事業 次のいずれかに該当する

暴力追放相談委員

(1)・(2) (略)

二 四 (略)

(不当要求情報管理機関に対する援助)

第十条 都道府県センターは、不当要求情報管理機関(法第三十二条の三第二項第七号に規定する不当要求情報管理機関をいう。)で不当要求情報管理機関登録規程(平成三年国家公安委員会告示第五号)の規定により登録を受けたものから援助の申出があったときは、その申出の内容に応じ、次に掲げる援助の措置を迅速かつ適切に採るよう努めなければならない。

一 四 (略)

(都道府県センターの基準)

第六条 法第三十二条の二第一項第三号の国家公安委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 次に掲げる相談事業の種別(法第三十二条の二第二項第三号、第四号又は第五号の事業の別をいう。以下同じ。)の区分に従い、次に定める暴力追放相談委員の数がそれぞれ当該種別の相談事業を行うために必要な数以上であること。

イ 法第三十二条の二第二項第三号の事業 次のいずれかに該当する

暴力追放相談委員

(1)・(2) (略)

ロ 法第三十二条の二第二項第四号の事業 次のいずれかに該当する

暴力追放相談委員

(1)・(2) (略)

ハ 法第三十二条の二第二項第五号の事業 次のいずれかに該当する

暴力追放相談委員

(1)・(2) (略)

二 四 (略)

(不当要求情報管理機関に対する援助)

第十条 都道府県センターは、不当要求情報管理機関(法第三十二条の二第二項第七号に規定する不当要求情報管理機関をいう。)で不当要求情報管理機関登録規程(平成三年国家公安委員会告示第五号)の規定により登録を受けたものから援助の申出があったときは、その申出の内容に応じ、次に掲げる援助の措置を迅速かつ適切に採るよう努めなければならない。

一 四 (略)

(都道府県警察からの援助)

第十一条 都道府県警察は、都道府県センターからその業務の円滑な運営を図るため援助を受けたい旨の申出を受けた場合において、その申出を相当と認めるときは、申出の内容に応じ、次に掲げる援助の措置を採るものとする。

一 (略)

二 相談事業に係る相談に係る事項の迅速かつ適切な解決に資するため相談に係る暴力団員に対する警告、相談の申出人等(法第三十二条の三第一項第二号に規定する相談の申出人等をいう。)の保護その他の措置を講ずること。

三 (略)

(指定の取消しの公示)

第十四条 公安委員会は、法第三十二条の三第六項の規定により都道府県センターの指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(準用規定)

第十六条 第一条(第二項第五号から第八号までの規定を除く。)及び第一条の二の規定は法第三十二条の四第一項の規定による全国暴力追放運動推進センター(以下この条において「全国センター」という。)の指定を受けようとする法人について、第二条の規定は法第三十二条の四第一項の規定による全国センターの指定を行った場合について、第三条、第十二条、第十三条第一項及び第十四条の規定は全国センターについて準用する。この場合において、第一条第一項中「都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)」とあるのは「国家公安委員会」と、同項第二号中「法第三十二条の三第二項各号に掲げる事業(以下「暴力追放事業」という。)」とあるのは「法第三十二条の四第二項各号に掲げ

(都道府県警察からの援助)

第十一条 都道府県警察は、都道府県センターからその業務の円滑な運営を図るため援助を受けたい旨の申出を受けた場合において、その申出を相当と認めるときは、申出の内容に応じ、次に掲げる援助の措置を採るものとする。

一 (略)

二 相談事業に係る相談に係る事項の迅速かつ適切な解決に資するため相談に係る暴力団員に対する警告、相談の申出人等(法第三十二条の二第二項第二号に規定する相談の申出人等をいう。)の保護その他の措置を講ずること。

三 (略)

(指定の取消しの公示)

第十四条 公安委員会は、法第三十二条の二第六項の規定により都道府県センターの指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(準用規定)

第十六条 第一条(第二項第五号から第八号までの規定を除く。)及び第一条の二の規定は法第三十二条の三第一項の規定による全国暴力追放運動推進センター(以下この条において「全国センター」という。)の指定を受けようとする法人について、第二条の規定は法第三十二条の三第一項の規定による全国センターの指定を行った場合について、第三条、第十二条、第十三条第一項及び第十四条の規定は全国センターについて準用する。この場合において、第一条第一項中「都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)」とあるのは「国家公安委員会」と、同項第二号中「法第三十二条の二第二項各号に掲げる事業(以下「暴力追放事業」という。)」とあるのは「法第三十二条の三第二項各号に掲げ

る事業」と、同項第三号中「暴力追放事業」とあるのは「法第三十二条の四第二項各号に掲げる事業」と、第一条の二中「法第三十二条の第三項」とあるのは「法第三十二条の四第一項」と、「暴力追放事業」とあるのは「法第三十二条の四第二項各号に掲げる事業」と、第二条及び第三条中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、第十二条中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、同条第三項中「暴力追放事業」とあるのは「法第三十二条の四第二項各号に掲げる事業」と、第十三条第一項中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、第十四条中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、「法第三十二条の第三項」とあるのは「法第三十二条の四第三項において準用する法第三十二条の第三項」と読み替えるものとする。

(電磁的記録媒体による手続)

第十七条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）及び別記様式第二号の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

一〇九 (略)

る事業」と、同項第三号中「暴力追放事業」とあるのは「法第三十二条の三第二項各号に掲げる事業」と、第一条の二中「法第三十二条の第二項」とあるのは「法第三十二条の三第一項」と、同条第一号中「法第三十二条の二第二項各号に掲げる事業」とあるのは「法第三十二条の三第二項各号に掲げる事業」と、第二条及び第三条中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、第十二条中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、同条第三項中「暴力追放事業」とあるのは「法第三十二条の三第二項各号に掲げる事業」と、第十三条第一項中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、第十四条中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、「法第三十二条の第二項」とあるのは「法第三十二条の三第三項において準用する法第三十二条の第二項」と読み替えるものとする。

(フレキシブルディスクによる手続)

第十七条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第二号のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

一〇九 (略)

2 前項のフレキシブルディスクは、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下この条において「日本工業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

3 第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従って行わなければならない。

一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二五に規定する方式

二 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式

三 文字の符号化表現については、日本工業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式

4 第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本工業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなければならない。

5 第一項のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一 提出者の名称

二 提出年月日

別記様式第2号 (第17条関係)

電磁的記録媒体提出票	
国家公安委員会 殿	年 月 日
	提出者の名称
	住 所
暴力追放運動推進センターに関する規則第16条において準用する第1条第1項、第3条第1項、第12条第1項、第12条第2項	
暴力追放運動推進センターに関する規則第16条において準用する第1条第1項、第3条第1項、第12条第1項、第12条第2項	
1項	
2項	
3項	
1項	
2項	
た電磁的記録媒体を以下のとおり提出します。	
本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実と相違ありません。	
1 電磁的記録媒体に記録された事項	
2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類	

備考 1 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

2 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

3 不要の文字は、横線で消すこと。

4 該当事項がない欄は、省略すること。

5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第2号 (第17条関係)

フレキシブルディスク提出票	
国家公安委員会 殿	年 月 日
	提出者の名称
	住 所
暴力追放運動推進センターに関する規則第16条において準用する第1条第1項、第3条第1項、第12条第1項、第12条第2項	
暴力追放運動推進センターに関する規則第16条において準用する第1条第1項、第3条第1項、第12条第1項、第12条第2項	
1項	
2項	
3項	
1項	
2項	
たフレキシブルディスクを以下のとおり提出します。	
本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。	
1 フレキシブルディスクに記録された事項	
2 フレキシブルディスクと併せて提出される書類	

備考 1 「フレキシブルディスクに記録された事項」の欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、2枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

2 「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

3 不要の文字は、横線で消すこと。

4 該当事項がない欄は、省略すること。

5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

改 正 後	改 正 前
（趣旨） 第一条 この規則は、国家公安委員会、都道府県公安委員会若しくは警察署長又は法令の規定によりこれらの者の権限に属する事務を委任された者が法令に基づいて行う聴聞等（聴聞、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第四百四条第一項（同法第四百四条の二の二第六項及び第七条の五第四項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第五条第一項（同法第十五条の二第八項及び第九項並びに第三十条の八第四項及び第五項において準用する場合を含む。）<u>、第三十四条第一項並びに第三十五条第三項及び第四項の規定による意見聴取並びにストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第六条第五項の規定による意見の聴取をいう。以下同じ。</u>）について、傍聴に<u>関し</u>主宰者のとる措置、傍聴人の遵守事項その他その秩序の維持に<u>関し</u>必要な事項を定めるものとする。 2 （略）	（趣旨） 第一条 この規則は、国家公安委員会、都道府県公安委員会若しくは警察署長又は法令の規定によりこれらの者の権限に属する事務を委任された者が法令に基づいて行う聴聞等（聴聞、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第四百四条第一項（同法第四百四条の二の二第六項及び第七条の五第四項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第五条第一項、第三十四条第一項並びに第三十五条第三項及び第四項の規定による意見聴取並びにストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）<u>第六条第五項の規定による意見の聴取をいう。以下同じ。</u>）について、傍聴に<u>関し</u>主宰者のとる措置、傍聴人の遵守事項その他その秩序の維持に<u>関し</u>必要な事項を定めるものとする。 2 （略）

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
別表第三（第六条関係） 一・二（略） 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律関係法令の規定 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）		別表第三（第六条関係） 一・二（略） 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律関係法令の規定 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）	
(略)		(略)	
(略)		(略)	
四・五（略）		四・五（略）	